

別表第1の2（第3条、第24条関係）

難病患者等日常生活用具給付等種目一覧表

用途	種目	程度等	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある原則として学齢児以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	20,540円	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある原則として学齢児以上の者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある原則として3歳以上の者	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年

自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を必要とする原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 【複数可】	94,300円	8年
	便器	下肢又は体幹機能に障害があり、常時介護を要する原則として学齡児以上の者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。18歳未満の者については手すりつきのみとする。	便器のみ： 4,670円 手すりつき： 10,330円	8年
	移動・移乗支援用具	下肢又は体幹機能に障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当	62,870円	8年

			たり住宅改修を伴うものを除く。 【複数可】		
特殊 便器	上肢機能に障害があり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な原則として学齢児以上の者	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	145,630円（足踏みペダルにて操作するもの：158,400円）	8年	
自動 消火 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	30,070円	8年	
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある原則として学齢児以上の者	37,720円	5年	
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある原則として学齢児以上の者	59,100円	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルス	人工呼吸器の装着が必要と認められる者	165,000円	5年	
		呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの			

オキシメーター)				
人工呼吸器用非常電源装置	在宅の難病患者であって、人工呼吸器の装着が必要と認められるもの。	<p><正弦波インバーター発電機></p> <p>障害者または介助者が容易に使用可能な、ガソリンまたはガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの</p>	100,000円	10年
		<p><ポータブル電源（蓄電池）></p> <p>障害者または介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300WA 以上のもの</p>		5年

住 宅 改 修 費	居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	下肢又は体幹機能に障害のある者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能に障害のある者）であって、原則として学齢児以上のもの	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への取替え ⑥その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000円	—
-----------------------	--	---	---	----------	---

備考 「難病患者等」とは、法第4条第1項に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの及び児童福祉法第4条第2項で定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。